

第2版はしがき

本書の初版を刊行してから3年が経過した。初版では、18歳の大学生Aさんの見聞する身近な法的問題を取り上げて、図表や新聞記事、統計資料、コラムなどを利用しながらやさしく解説し、民法の骨格を示すという叙述方法を採用した。幸いにも、民法典の編別による伝統的な教科書とはひと味違うこうした試みは、私たちの予想を超えて多くの読者に好意的に受け入れられたようである。

第2版においても、初版以来の本書の編集の基本方針は変わっていない（後掲の「はしがき」参照）。本書全体の構成や各講の位置づけについては、「本書の構成と読み方」および第16講「民法の世界を整理したら」を参照してほしい。

今回、本書を最新の内容とするために具体的には次のような改訂を行った。

第1に、この間の約3年間の立法および判例の重要な動向を取り込んだ。その主なものは、消費者の財産的被害を集団的に回復するために制定された消費者団体訴訟についての新たな制度への言及（第4講）、特定商取引法への訪問購入の規制の追加（第5講・第14講）、賃貸借契約の更新料を有効とした最高裁判例（第10講）、家事事件手続法（家事審判法の改正。主に第12講～第15講）、非嫡出子の相続分差別を違憲とした最高裁決定およびそれによる民法改正（第12講）、面会交流権の明記（第13講）、国境を越える子の引渡しに関するハーグ条約への加盟準備（第13講）、相続税法改正（基礎控除額の引下げ。第15講）などである。

第2に、本書に収録されている資料や統計は可能なかぎりアップデートした。

第3に、本書をさらに読みやすくし、内容を充実させるために本文の内容やレイアウトを再検討し、また叙述の統一性を高めるように努めた。

昨今、法科大学院の将来をめぐって大きな転換期を迎え、法学教育の意味も根本から問い直されている。さらに民法の改正や消費者契約法の改正の議論も進められている。消費者教育にとっても民法の知識は重要である。こうした社会的な状況を見ると、とりわけ民法教育や民法の意義について、広範に発信し、社会的な理解を求めることがこれまで以上に必要になってきていると思われる。私たちは、この意味でも、本書がそのような役割の一端を担うことができるのではないかと期待している。初版と同様に、本書が、初学者に対する法学・民法教育のニーズに答えて、多くの読者に受け入れられることを望んでいる。

最後に、改訂にあたって、野田三納子さんに大変お世話になった。心からお礼申し上げます。

潮見佳男
編者 中田邦博
松岡久和

はしがき

本書『18歳からはじめる民法』は、法律文化社の「18歳から」シリーズのうちの一冊として企画された。本書は、法学部生の民法入門用教科書として、また法学部生以外の教養民法用教科書として利用可能な教材を提供するため、いくつかの新たな試みを行っている。

本書の第1の意図は、大人（20歳）として扱われる直前にある人（法的には、未成年者とよばれる）に、自らの生活空間においてどのような法的な問題があるのかに気づいてもらうことにある。その解決の社会的ルールは、いうまでもなく法的なものだけではなく、複雑である。社会人としての第一歩は社会のルールを知ることから始まるといわれるゆえんである。法は、そうしたルールの中でもきわめて重要な位置を占めている。この意味で、法的問題に焦点をあわせた本書の企画は必要性の高いものであるといえよう。

こうした企画の趣旨を受けて、編者を中心とする編集会議において本書に盛り込まれるべき内容とその説明方法について議論を行った。その結果、読者が18歳という人生のステージに立っていると想定して、その目線から「18歳」の日常生活に民法がかかわっていることを意識させ、その学習への意欲を高めることに重点を置いた入門書を編集することになった。具体的には、18歳の大学生Aさん自身が日常生活において経験する可能性の高い典型的なトラブルや、あるいはAさんの見聞する（その家族、友人たちをめぐる）身近な法的問題を取り上げて、その法的問題の所在と内容をやさしく解説することで、民法の重要な骨格を提示することにした。本書の利用の仕方については、さらに、後掲の「本書の構成と読み方」を参照されたい。

本書の題名に、「18歳」とあるのは、読者が未成年者であることを前提にしているだけでなく、「18歳」が社会的には「大人」として扱われる可能性をもつ存在であることも意味している。冒頭で、大学の教科書としての利用を想定していると書いたが、本書は高校を卒業して社会人となっている18歳にもぜひ読んでもらいたい。未成年者であっても社会人であれば、「大人」=社会人として法的問題を処理しなければならないことがあるだろう。そのときには、本書を手にとってほしい。こうした年齢層の読者に「大人」になる階段をのぼる準備の一つとして本書が利用されることを望んでいる。ひととおり民法を学んだ法学部の学生にとっても、本書は具体的な民法の姿を再発見するきっかけを与える書物として役立つのではないかと考えている。

最後に、編集の過程において編者サイドから、新しい読み物として世に出したいという思いで数々の要望を行なったが、執筆者の皆さんはこれに快く応えて下さった。ご協力に心から感謝する。本書の編集については、企画段階から、法律文化社編集部の小西英央さんと野田三納子さんに大変お世話になった。ここに、あらためてお礼を申し上げる。

編者 潮見佳男
中田邦博
松岡久和